



山形市告示第70号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号イの規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

山形市長 市川 昭男



地域の類型	当てはめる地域
A	この市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	この市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	この市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域